

新規登録

(1) 新規登録の事例

「新規登録」とは、船を建造したり、購入した船などを新たに漁船として使用するために青森県で備える「漁船原簿」へ登録することをいいます。

「新規登録」には、次のア～ケのようなケースがあります。

- ア 漁船を建造した場合
- イ 新造漁船を購入した場合
- ウ 中古漁船を購入した場合
- エ 漁船の無償譲渡を受けた場合
- オ 登録が抹消されている自己所有船を再び漁船として使いたい場合
- カ 漁船以外の船舶(プレジャーボートなど)を購入し、漁船として使いたい場合
- キ 所有する漁船以外の船舶を漁船として使いたい場合
- ク 漁船を相続した場合
- ケ 1トン未満無動力漁船に推進機関を設置した場合

漁船の規模や状態によっては、新規登録の申請前に、建造許可、改造許可、転用許可を要する場合がありますので、「漁船登録手順」も参照してください。

また、上記ア、イ、カ、キ、ケの場合では、総トン数の測度を受けなければならない場合があります。

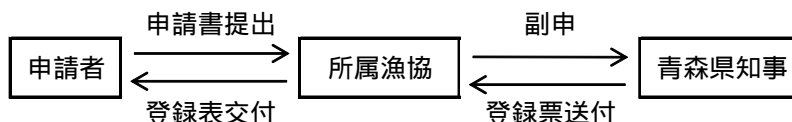
(2) 申請手続き

- ア 申請先 青森県知事
- イ 申請書 動力漁船 NO.20
無動力漁船 NO.21
- ウ 手数料 別表(G)を参照のうえ、トン数に応じて区分(A)～(D)相当分の 県証紙を申請書に貼付
- エ 添付書類 別表(E) (下表の「添付書類」欄のアルファベットは別表(E)区分欄に対応)

	事 由	許可等の区分	添付書類	登録の原因
1	建造した船を漁船登録	建造許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(A) 区分(B)	建造許可 新造
2	購入した新船を漁船登録		区分(C)	新造
3	県内で購入した中古漁船を登録	改造許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(D) 区分(E)	改造許可(売買) 売買
4	県内で購入した漁船登録抹消船を登録	改造許可を伴うもの 転用許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(H) 区分(H) 区分(I)	改造許可(売買) 転用許可(売買) 売買
5	県外から購入した中古漁船を登録	改造許可を伴うもの 転用許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(F) 区分(F) 区分(G)	改造許可(県外船購入) 転用許可(県外船購入) 県外船購入
6	無償で譲られた中古漁船等を登録	改造許可を伴うもの 転用許可を伴うもの 許可不要のもの	3～5参照	改造許可(無償譲渡) 転用許可(無償譲渡) 無償譲渡
7	登録が抹消された自己所有船を再び漁船登録	改造許可を伴うもの 転用許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(H) 区分(H) 区分(I)	改造許可(抹消船再用) 転用許可(抹消船再用) 抹消船再用
8	一般船舶を漁船登録	改造許可を伴うもの 転用許可を伴うもの 許可不要のもの	区分(H) 区分(H) 区分(I)	改造許可(船舶を転用) 転用許可 新規(船舶を転用)
9	相続した漁船を登録	20トン以上 20トン未満	区分(J) 区分(K)	相続 相続
10	1トン未満無動力漁船に推進機関を設置		区分(C)	新規(無動力船動力化)

オ 提出部数(申請書及び添付書類) 各1部

カ 申請等経路



提出された申請書は、県で内容が審査され、適正であれば「漁船登録票」が交付されます。交付を受けた「漁船登録票」は、当該漁船に備え付けておかなければなりません。

(3) 漁船登録番号等の表示

「漁船登録票」が交付された場合には、漁船登録票に記載された「漁船登録番号」と「船名」を、次のア、イにより漁船に表示しなければなりません。

ア 漁船登録番号の表示(例: AM -)

(ア)表示の場所………船橋又は船首の両側

(イ)文字の大きさ………下表のとおり

トン数区分	文字、数字の高さ	文字、数字の太さ	文字、数字の間隔
5トン未満	7cm以上	1.5cm	1.5cm
5トン以上20トン未満	15cm以上	3.0cm	3.0cm
20トン以上	30cm以上	6.0cm	6.0cm

イ 船名の表示

(ア)表示の場所………船首両舷

(イ)文字の大きさ………縦、横各10cm以上の国字(ローマ字、外字等は不可)

(4) 漁船登録申請書記入要領(要点)

ア 所有者の氏名又は名称

所有者は、個人又は法人とすること。任意団体では申請できない。

所有者が複数の場合は、申請書に 外何名と記載し、別紙に全員連名捺印のうえ代表者を明らかにすること。

イ 船名

国字をもって定めること(ローマ字、外字は不可)。

ウ 漁業種類又は用途

漁業種類は「漁業種類の分類表」中「B登録の区分」により記入すること。なお、県から別に指示を受けた場合にはこの限りでない。

また、漁業種類の記入にあたっては、最高3種類程度とすること。

エ 主たる根拠地

漁船の操業又は運航の本拠とする港を統括する市町村名を記入すること。20トン以上漁船の場合、船舶法でいう船籍港と異なってもよい。

オ 船質

鋼、木、FRP、軽合金の別を明らかにすること。

カ 推進機関の種類及び馬力数

種類は「ジーゼル」、「電気点火」の別を、馬力数は「キロワット又はkw」単位を付して(平成14年3月31日以前に漁船に登載されたことのある中古機関にあっては既に算出されている馬力数を単位を付しないで)記載すること。

キ 無線電波の型式及び空中線電力

漁船に設置する無線局(無線電信、無線電話)について型式と電力ワット数を記入すること。設置しない場合には、「なし」と記入すること。

ク 造船所の名称及び所在地

漁船を建造した造船所名とその所在地を記入すること。所在地は市町村名まで記入すること。単なる船舶販売店等は造船所とはならないので注意すること。

ケ 登録の原因

(2)エの添付書類表中、「事由」欄に対応した「登録の原因」欄を参照し、「 による」との形式を参考として記入すること。